

平成 20 年 10 月 1 日



ハウスプラス確認検査株式会社  
代表取締役社長 加藤 義雄

### 業務範囲の拡大についてのお知らせ

当社は、国土交通大臣より確認検査の業務範囲拡大に関する認可を取得いたしましたので、お知らせいたします。

当社の確認検査業務は、これまで対象建築物を住宅関連（用途が住宅、下宿、寄宿舎又は母子寮、老人ホーム等に供する建築物）に限定しておりましたが、これまで以上にお客さまのニーズに応えるために、今後は、オフィスビル、工場、倉庫、店舗等の住宅以外の建築物及び工作物も対象とすることといたしました<sup>( )</sup>。なお、これら住宅以外の業務の引受けは、今月より開始いたします。内容、手数料等の詳細につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

なお、今回の業務範囲の拡大に合わせて、いま一層の業務品質の向上と、お客さまへのより良いサービス提供を目指しまして、平成20年11月より確認検査手数料の改定を行う予定です。具体的な内容につきましては、あらためてお知らせいたします。

今後も更なるサービスの向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上

お問合せ先：ハウスプラス確認検査株式会社  
03-5777-1416

( ) 対象地域、規模は以下のように従来通りです。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、札幌市、及び仙台市。  
ただし、愛知県、札幌市、仙台市は延べ面積が2,000m<sup>2</sup>を超えるもの